

## 社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会会員規則

### (目的)

第1条 この規則は、岐阜県社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）第19条の規定により、会員並びに会費について必要な事項を定めることを目的とする。

### (会員の資格・範囲)

第2条 会員は岐阜県社会福祉協議会の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとし、その範囲は次に掲げるとおりとする。

- (1) 市町村社会福祉協議会
- (2) 民生委員児童委員協議会
- (3) 社会福祉事業施設を経営する者
- (4) 社会福祉を目的とした事業を経営する非営利団体、特定非営利活動法人
- (5) 更生保護事業を経営する団体、更生保護法人
- (6) その他岐阜県社会福祉協議会会長（以下「会長という。」）が認める者

### (会員の権利義務)

第3条 会員は必要があると認めるときは書面で、岐阜県社会福祉協議会（この条において「本会」という）の運営に関し意見を述べ、又は運営に関する報告を求めることができる。

2 会員は、本会の目的達成に必要な援助を行わなければならない。

### (入会手続)

第4条 会員になろうとする者は、入会申込書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

### (退会)

第5条 会員が退会しようとするときは、その旨（別記第2号様式）を申し出なければならない。

### (会費)

第6条 会員は、別表に掲げる会費を提出するものとし、会長がこれを徴収する。

2 納入した会費は返還しない。

### (会費の納入)

第7条 会費の納入は、本会が指定する銀行口座に振込むものとする。

2 会費の領収は、振込金受取書をもって代えることができる。

(委任)

第8条 この規則の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 岐阜県社会福祉協議会会員規程（昭和29年4月1日施行）及び岐阜県社会福祉協議会規定（昭和47年4月1日施行）は廃止する。

付 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成8年5月29日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

付 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別表 1

## 岐阜県社会福祉協議会会費

会 員 の 区 分		会 費	
		単 位	年 額
市町村社会福祉協議会		1 社協	①世帯割 1 世帯当り 1 7 円 (生活保護世帯及び国勢調査の施設等の世帯を除く。)
			②均等割
			人口200,000 人以上 125,000円
			100,000 人以上～
			200,000 人未満 100,000円
			50,000 人以上～
			100,000 人未満 75,000円
			30,000 人以上～
			50,000 人未満 50,000円
			15,000 人以上～
30,000 人未満 25,000円			
10,000 人以上～			
15,000 人未満 15,000円			
5,000 人以上～			
10,000 人未満 10,000円			
5,000 人未満 5,000円			
		会費額=①×80%+②	
民生委員児童委員協議会		1 民協	民生委員児童委員 1 人 1,500円
社会福祉施設を経営する者(保育所を除く)	民間社会福祉事業施設	1 施設	10,000円
	公立社会福祉事業施設	1 施設	5,000円
社会福祉を経営する者	保育所(園)	1 施設	5,000円
社会福祉を目的とした事業を営する非営利団体、特定非営利活動法人		1 団体	5,000円
更生保護事業を営する団体、更生保護法人		1 団体	5,000円
その他会長が認める者	団体	1 団体	5,000円
	個人	1 人	5,000円

第1号様式

# 入 会 申 込 書

貴会の定款に定める趣旨に賛同し入会の申込みをします。

令和 年 月 日

所在地又は

住 所

氏 名

印

T E L ( ) -

F A X ( ) -

E-mail

社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会 様

第2号様式

退 会 届

今回都合により退会いたしたくお届けします。

令和 年 月 日

所在地又は  
住 所

氏 名

印

社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会 様

〔備考〕施設又は団体の場合は、施設名、団体名並びにその代表者名を記載し押印  
すること。